

下請法規制の留意点
～近時の勧告事例を参考に～

弁護士 角 野 佑 子
弁護士 菊 地 悠

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう昨今において、特に製造業はその影響を受けています。そこで、今回は、製造業取引を規制する下請法の概要を改めて確認するとともに、近時の勧告事例を参考にしながら、新型コロナウイルス感染症流行下での対応について検討してみたいと思います。

第2 下請法の概要

1 下請法適用対象取引

下請法の規制対象となる「製造委託等」(下請法(以下、「法」といいます。)2条5項)は、製造委託(法2条1項)、修理委託(法2条2項)、情報成果物作成委託(法2条3項)及び情報成果物作成委託(法2条4項)の4つの類型に分類されます。

このうち、製造委託はさらに次の4つに分類されます。

<p>類型1 (販売目的物品等の製造委託)</p> <p>*主体</p> <ul style="list-style-type: none">・物品の<u>販売</u>を業として行っている事業者 <p>*委託内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当該物品や部品(販売する物品の附属品・原材料・金型を含む)などの製造を他の事業者^に委託する	<p>類型2 (物品等の製造再委託)</p> <p>*主体</p> <ul style="list-style-type: none">・物品の製造を業として<u>請け負っている</u>事業者 <p>*委託内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当該物品や部品(販売する物品の附属品・原材料・金型を含む)などの製造を他の事業者^に委託
<p>類型3 (修理用部品等の製造委託)</p> <p>*主体</p> <ul style="list-style-type: none">・物品の<u>修理</u>を業として行っている事業者 <p>*委託内容</p> <ul style="list-style-type: none">・物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者^に委託(自社で使用する企画の修理に必要な特殊部費印の製造委託を含む)	<p>類型4 (自家使用物品等の製造委託)</p> <p>*主体</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>自社で使用・消費する物品を社内で製造(外部販売目的ではない)</u>している事業者 <p>*委託内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当該物品や部品(販売する物品の附属品・原材料・金型を含む)などの製造を他の事業者^に委託

2 親事業者・下請事業者該当性

下請法は、親事業者と下請事業者間の上記取引を規制する法律であるため、自社と取引先が親事業者・下請事業者の関係性にあるかを判断する必要があります。

親事業者・下請事業者該当性の要件（法2条7項、法2条8項）は、取引類型によっても異なり、取引類型に応じた分類は以下のとおりです¹。

類型1 (物品の製造・修理委託及び情報成果物作成（プログラムの作成に限る）・役務提供委託（運送・物品の倉庫における保管及び情報処理に限る）)		
	親事業者	下請事業者
パターン1	資本金3億円超の法人たる事業者	①個人事業者 ②資本金3億円以下の法人たる事業者
パターン2	資本金1000万円超3億円以下の法人たる事業者	①個人事業者 ②資本金1000万円以下の法人たる事業者
類型2 (類型1以外の情報成果物作成・役務提供委託)		
	親事業者	下請事業者
パターン1	資本金5000万円超の法人たる事業者	①個人事業者 ②資本金5000万円以下の法人たる事業者
パターン2	資本金1000万円超5000万円以下の法人たる事業者	①個人事業者 ②資本金1000万円以下の法人たる事業者

3 親事業者の義務

下請法は、親事業者に対し、次の4つの義務を課しています。

(1) 書面交付義務（法3条）

親事業者は、下請事業者に対し、製造委託等をした場合、直ちに公正取引委員会規則²で定める事項を記載した書面³を交付しなければならないとされています。

¹ ただし、これに該当しない場合であっても、子会社等に関する「トンネル会社」規制（法2条9項）に該当しないかを確認する必要がある。

² 下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則

³ 下請事業者が承諾した場合、書面の交付に代えて電磁的記録による提供が認められます（法3条2項）。

(2) 書類の作成・保存義務（法5条）

親事業者は、下請事業者に対して製造委託等を行った場合、公正取引委員会規則⁴で定める事項を記載し又は記録した書類又は電磁的記録を作成し、2年間保存しなければならないとされています。

(3) 下請代金の支払期日を定める義務（法2条の2）

親事業者は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、下請代金の支払期日を定めなければならないとされています。

(4) 遅延利息の支払義務（法4条の2）

親事業者が下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、60日を経過した日から支払日までの期間について、公正取引委員会規則⁵で定める率（14.6%）を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならないとされています。

4 親事業者の禁止行為（法4条）

下請法違反が問題となる典型例は、親事業者に課される禁止行為（合計11種類）に違反する行為です。

以下では、通常取引において問題となりやすい禁止行為を取り上げて簡単に解説します。

(1) 下請代金の減額の禁止（法4条1項3号）

親事業者は、下請事業者に製造委託等した場合、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」が禁止されます。

ア 「下請事業者の責に帰すべき理由」

下請事業者の責めに帰すべき理由の例として次のような例が挙げられています⁶。

すなわち、瑕疵の存在、納期遅れ等があるとして、受領拒否又は返品することが下請法違反とならない場合のことをさします。

イ 「下請代金の額を減ずる」

下請代金の額を減ずることが認められる場合は、以下のような場合に限られま

⁴ 下請代金支払遅延等防止法第5条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則

⁵ 下請代金支払遅延等防止法第4条の2の規定による遅延利息の率を定める規則

⁶ 公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト（令和2年11月版）」（以下、「講習会テキスト」といいます。）53頁

す。

- ①受領拒否又は返品をして、その給付にかかる下請代金の額を減ずるとき
- ②受領拒否又は返品せずに、親事業者が自ら手直しした場合に手直しに要した費用など客観的に相当と認められる額を減ずるとき
- ③受領拒否又は返品せずに、瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき

ウ 下請代金の額を減ずるとされる例

下請代金の額を減ずることの例としては、以下のような例が挙げられます⁷。

- (ア) 下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させ、下請代金の額から差し引くこと
- (イ) 親事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に下請代金の額から不要品の対価に相当する額を差し引くこと
- (ウ) 販路拡大のために協力して欲しいなどの名目をつけて、下請代金の何%かを下請代金から差し引くこと

(2) 支払遅延（法4条1項2号）

親事業者は、下請事業者に製造委託等した場合、「下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと」が禁止されます。

なお、下請法上、「60日の期間内」（法2条の2第1項）と規定されていますが、支払日が金融機関の休業日に該当する場合、親事業者と下請事業者間で支払日を金融機関の翌営業日に順延すること（ただし、順延する期間が2日以内である場合に限り）について予め合意されている場合には、結果として、受領日から60日間を超えて下請代金が支払われたとしても問題とはされていません⁸。

ア 支払遅延が生じる3つの場合

親事業者は、上記3（3）記載のとおり、下請代金の支払期日を定める義務を負っている関係で、支払遅延の事例は、次の3つの場合に分類されます。

パターン		支払期日
①支払期日を設定していない場合		受領日
②支払期日を設定している場合	i 適法な支払期日が設定されている場合	合意された支払期日
	ii 適法な支払期日が設定されて	親事業者が下請事業者の給付を受領した日

⁷ 講習会テキスト53頁～54頁

⁸ 講習会テキスト46頁

	いない場合	から起算して 60 日を経過した日の前日
--	-------	----------------------

(ア) 支払期日を設定していない場合

支払期日を設定していない場合、下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日が支払期日となります（法 2 条の 2 第 2 項）。

このため、受領日当日に下請代金を支払わないと支払遅延と評価されます。

(イ) 適法な支払期日を設定されている場合

この場合はもっともわかりやすい事例で、定めた支払期日までに下請代金を支払わないという事例です。

(ウ) 適法な支払期日定められていない場合（受領日から 60 日を超えて支払い期日が定められている例）

適法な支払期日定められていない場合、支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日の前日となります（法 2 条の 2 第 2 項）。

このため、受領日から 60 日目までに支払わない限り支払遅延と評価されます。

イ 受領日の考え方

受領日とは、「給付の受領」があった日で、製造委託又は修理委託における「給付の受領」とは、下請事業者の給付の目的物を検査の有無にかかわらず受け取り、自己の占有下に置くことを意味します⁹。

なお、下請事業者の給付に瑕疵がある等の下請事業者の責めに帰すべき理由がある場合で、下請代金の支払い前にやり直しさせる場合にはやり直し後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となります。

(3) 返品禁止（法 4 条 1 項 4 号）

親事業者は、下請事業者に製造委託等した場合、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること」が禁止されます。

ア 「下請事業者の責に帰すべき理由」

「下請事業者の責に帰すべき理由」が認められる場合の例は次のとおりです。

(ア) 下請事業者の給付内容が 3 条書面に明記された委託内容と異なる場合

(イ) 下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

※ただし、次のような場合には給付に瑕疵等があると評価されませんので

⁹ 講習会テキスト 4 4 頁。その他の類型における受領日の考え方についても同頁参照。

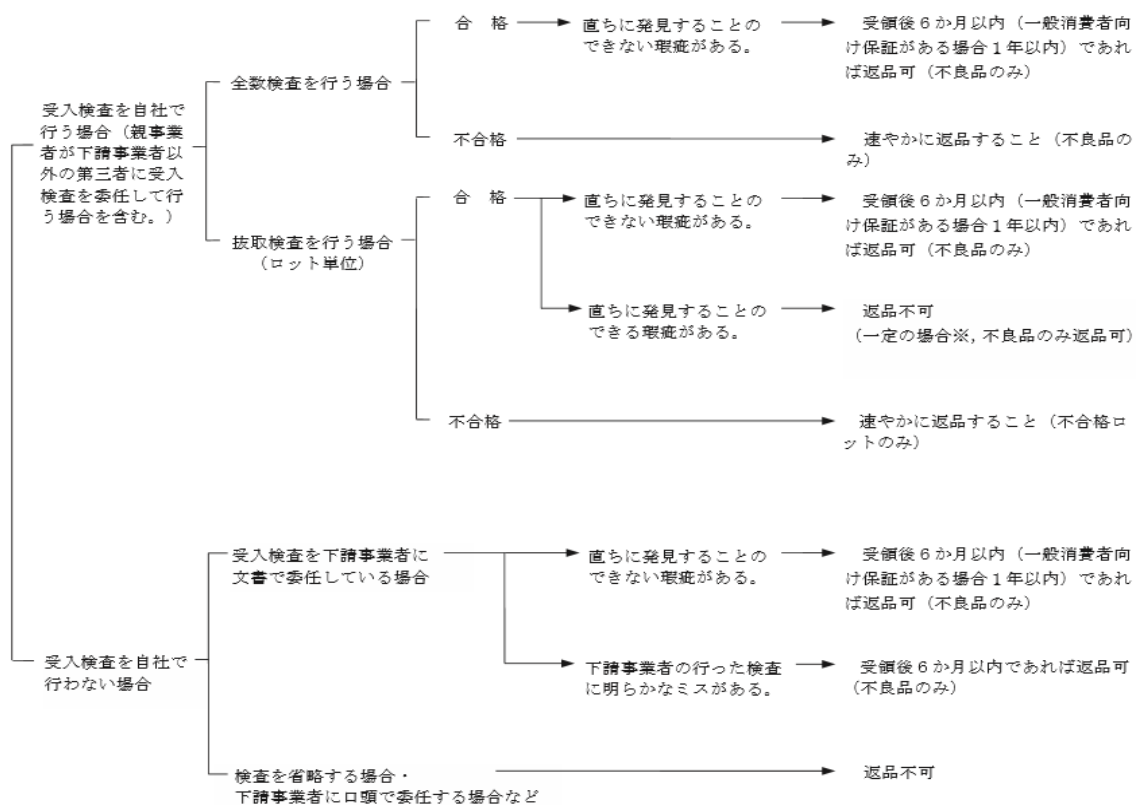
注意が必要です。

- ① 3条書面に委託内容が明記されていない等の理由により、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合
- ② 発注後に恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準では合格とされた給付を不合格とする場合
- ③ 給付にかかる検査を省略する場合等

イ 検査方法と返品期間の関係

検査方法と返品期間の関係は次のようにまとめられています。

● 検査方法と返品期間の関係



（出典：講習会テキスト63頁）

（4）不当な経済上の利益の提供要請の禁止（法4条2項3号）¹⁰

親事業者は、下請事業者に製造委託等した場合、「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」によって、「下請事業者の利益を不当に害するこ

¹⁰ 講習会テキスト79頁以下。

と」が禁止されます。

ア 「金銭、役務その他の経済上の利益」

「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を指します。

イ 「下請事業者の利益を不当に害する」

「下請事業者の利益を不当に害する」場合とは、次のような場合が想定されています。

(ア) 下請事業者の直接の利益とならない場合

(イ) 親事業者が、下請事業者が「経済上の利益」を提供することと下請事業者の利益との関係を明確にしないで提供させる場合

例えば、下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請することあるいは下請事業者に対して要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請することなどは、「下請事業者の利益を不当に害する」場合に該当する可能性があります。

5 下請法違反による制裁等

下請法違反行為に該当しうる事例が生じた場合、調査→勧告（勧告の対象となる違反行為が認められる場合）という制裁が想定されます。

(1) 調査

公正取引委員会等は広汎な調査権限を付与されていますが（法 9 条 1 項ないし 3 項）、実際に行われる調査は次の 4 つの類型です。

ア 立入検査

イ 書類提出

ウ 報告命令

エ 出頭要請¹¹

(2) 勧告

ア 勧告の対象

勧告の対象となる行為は次の行為です。

①親事業者が法 4 条 1 項 1 号〔受領拒絶〕、2 号〔下請代金の支払遅延〕、7 号〔報復措置〕に掲げる行為をしていると認めるとき

②親事業者が法 4 条 1 項 3 号から 6 号〔下請代金の減額、返品、買ったたき、

¹¹ 公正取引委員会等は、事業者に対して出頭を命じて審尋等を行う権限は有していない。

- 購入・利用強制] までに掲げる行為をしたと認めるとき
③親事業者について法4条2項各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき

イ 勧告の具体的な内容

勧告の具体的な内容の例は以下のようなものがあげられます。

- ・違反行為の取りやめ
- ・原状回復措置・不利益補填措置
- ・取締役会等での決議（違反行為の存在及び将来において同様の行為をしないことの決議）
- ・社内体制整備等の再発防止措置
- ・関係者への周知措置（役員や従業員）
- ・下請事業者への通知
- ・公正取引委員会への報告

第3 最近の勧告事例

上述のとおり、下請法に違反した場合の措置として勧告（法7条）がありますが、勧告がなされた事例については、公正取引委員会のホームページにて公開されており、誰でも閲覧が可能です¹²。

そこで、近時の勧告事例を簡単にご紹介します。

1 下請代金の減額の禁止

ここ数年の勧告事例の大多数を占めるのが「下請代金の減額の禁止」です。インターネットバンキングの利用にともなって実際の振込手数料が契約時より減額されているにもかかわらず、実態即した手数料を差し引いていないと、事例2のようなケースが生じることがあるため特に注意が必要です。

(1) 事例1

親事業者であるA社は、下請事業者B社に対して、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、「リベート額（下請事業者の取り扱う商品の取引増大に努力するためとして下請代金の額に一定率を乗じて得た金額）」を差し引いて下請代金を支払った。

(2) 事例2

親事業者であるA社は、下請事業者B社に対して、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請代金の支払時に金融機関に支払う振込手数料を超え

¹² <https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

る額を差し引いて下請代金を支払った。

(3) 事例3

親事業者であるA社は、下請事業者B社に対して、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、「防犯カメラ代（実際には利用実態がなく、費用が発生していない防犯カメラにかかる費用として徴収した金銭）」を差し引いて下請代金を支払った。

(4) 事例4

親事業者であるA社は、下請事業者B社との間で、単価の引下改定に合意したが、合意日前に発注した製品に対しても引下後の単価を適用し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、当該金額を下請代金として支払った。

2 下請代金の支払遅延の禁止

ここ数年で下請代金の支払遅延の禁止が問題となった事例は次のような事例です。

親事業者であるA社は、下請事業者B社に対して製造を委託している一部の製品について、顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を決める取引を行っていたため、下請法上の下請代金の支払期日が定められていないと評価され、下請事業者の給付を受領した日が支払期日となるにもかかわらず、当該期日経過後も下請代金を支払っていなかった。

3 返品 of 禁止

返品 of 禁止が問題となった事例は次のとおりです。

(1) 事例1

親事業者であるA社は、下請事業者B社から製品を受領した後、当該製品に関する品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がなく当該製品をB社に引き取らせていた。

(2) 事例2

親事業者であるA社は、下請事業者B社から製品を受領した後、当該製品が売れ残ったことを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、当該製品をB社に引き取らせていた。

4 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

不当な経済上の利益の提供要請の禁止が問題となった事例は次のとおりです。

親事業者であるA社は、下請事業者B社に対して、A社店舗の商品の移動、商品の陳列等の作業を行わせるため、B社従業員を派遣するように要請し、B社従業員に無償で上記作業をさせていた。

第4 新型コロナウイルス感染症流行下での対応について

新型コロナウイルス感染症の流行を起因として製造業が大きな打撃を受けているのは既述の通りですが、感染症の流行が原因であったとしても、このことのみを理由として親事業者が下請法に違反する行為が許容されるということにはなりませんので注意が必要です。例えば、新型コロナウイルスの影響により工場を一時閉鎖することとなり多額の損失が発生することを理由に、工場再開後の下請代金を減ずるような場合、下請代金の減額についてその理由を示し、協議をすること自体は問題ありませんが、一方的に単価を引き下げることと買いたたき（法4条1項5号）に該当するおそれが生じます。

また、新型コロナウイルスにかかる安全性の確保等を理由にこれらの費用を下請業者に負担させようとするのは、下請代金の減額（法4条1項3号）等に該当するおそれがあるため、親事業者と下請事業者で十分な協議を行い、その検査内容・体制等を協議して決定し、その上で、下請代金を決定する、そして発注済の製品にかかる追加費用は親事業者が負担する等の方法で下請法上問題にならないよう対応する必要があります。

これらの点については、公正取引委員会（中小企業庁）は「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」を公開し、下請法違反となり得る行為について典型的にまとめています¹³。

これらを参考にしながら、下請法違反と評価されないように下請取引を行っていく必要があります。

¹³ <https://www.jftc.go.jp/oshirase/coronashitaukeqa.html>
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shitauke-qa.pdf>